

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第183回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第183回食品安全委員会議事概要

平成19年3月22日(木) 14:00~15:40

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○添加物 3品目

- 1) ソルビン酸Ca
- 2) 香料バレルアルデヒド
- 3) 香料イソバレルアルデヒド

○動物用医薬品 5品目(全てポジティブリスト制度関連)

- 4) スルファチアゾール
- 5) イミドカルブ
- 6) クロルスロン
- 7) スルファジメキシシ
- 8) スルファモノメキシシ

○飼料添加物/動物用医薬品(ポジティブリスト制度関連)

9) アボパルシン

・厚生労働省から説明。

・添加物3品目については、添加物専門調査会において審議することとなった。

・動物用医薬品5品目については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

・アボパルシンについては、厚生労働省より、(1)残留基準の見直し(削除)が行われる予定であること、(2)国内及び主要国で使用実態がないこと、(3)残留基準を削除した場合、「食品は抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」との基準に基づいて管理措置が実施されることについて説明があった。この管理措置が適切に実施されれば、アボパルシンが残留する食品が国内に流通する可能性がなくなることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当することを確認し、残留基準の設定に係る食品健康影響評価は必要なしとされた。

<参考>

1) 食品の保存料として、欧米諸国等で広く使用が認められています。

2) 酒類や茶葉、パン類などに含まれているほか、果物、穀類、豆類、乳製品等の様々な食品の香気成分として天然に含まれている成分であり、欧米諸国等では清涼飲料、キャンディー、焼き菓子、アイスクリーム等、様々な加工食品において風味を向上させるために広く使用が認められています。

3) 果実、野菜、乳製品等の様々な食品の香気成分として天然に含まれている成分であり、欧米諸国等では焼き菓子、アイスクリーム、キャンディ、清涼飲料、肉製品等、様々な加工食品において風味を向上させるために広く使用が認められています。

4) 合成抗菌剤で、牛、豚、鶏等に用いられます。

5) 寄生虫駆除剤で、牛等に用いられます。

6) 寄生虫駆除剤で、牛、豚、鶏、魚類等に用いられます。

7) 合成抗菌剤で、牛、豚、鶏等に用いられます。

8) 合成抗菌剤で、牛、豚、鶏、魚類等に用いられます。

9) 抗生物質で、耐性菌の発生が懸念されています。

4)~9)はいずれもポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準値が設定されています。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

○農薬3品目に係る意見・情報の募集について

- 1) ジクロトホス
- 2) シニドンエチル
- 3) ビフェントリン

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 殺虫剤であり、日本国内での農薬登録はありません。

2) 除草剤であり、日本国内での農薬登録はありません。

3) 殺虫剤で、小麦、とうもろこし、いちご等に適用拡大申請がされています。

1)~3)はいずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

○動物用医薬品3品目に係る意見・情報の募集について

1) リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤(ミコラル経口服液、経口用ミコラル)

2) トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)

3) 豚丹毒(酢酸トコフェロールアジュバント加)不活化ワクチン(ポーシリスERY、ポーシリスERY「IV」)

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1) 抗菌剤で、牛の肺炎の治療などに用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 2) 弱毒化したトリニューモウイルス(鶏に呼吸器の異常等を引き起こす)を主剤とする鶏用の生ワクチンです。
- 3) 豚丹毒菌(豚に敗血症やじん麻疹を引き起こす)を不活化したものを主剤とする豚用の不活化ワクチンです。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

○添加物1品目、農薬1品目、動物用医薬品3品目に係る食品健康影響評価について

1) 添加物 ブタナール

・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

2) 農薬 クロルピリホス

・「一日摂取許容量(ADI)を0.001mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

3) 動物用医薬品 メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)

・「メロキシカムの一日摂取許容量(ADI)を0.00063mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

4) 動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(鳥インフルエンザ不活化ワクチン「北研」)

・「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できると考えられる。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(農林水産省及び厚生労働省)へ通知することとなった。

5) 動物用医薬品 豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ)混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(ファローシニアプラス B)

・「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(農林水産省及び厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

1) 香料で、リンゴ、洋梨等の果物や豆類等にも天然に含まれているほか、酒類やパン類などの加工食品にも一般的に含まれています。また、欧米諸国等では焼菓子、清涼飲料等様々な加工食品において風味を向上させるために広く使用が認められています。

2) 殺虫剤で、ばれいしょ、てんさい等に使用し、あずきやネクタリン等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。

3) 消炎鎮痛薬で、牛の急性及び亜急性細菌性肺炎に伴う臨床症状の軽減に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。

4) 鳥インフルエンザウイルスを不活化したものを主剤とする鶏用の不活化ワクチンです。

5) 豚パルボウイルス(豚に死産、異常産を引き起こすウイルス)、豚丹毒菌(豚に敗血症やじん麻疹を引き起こす細菌)、レプトスピラ(豚に流産や黄胆を引き起こす細菌)を不活化したものを主剤とする豚用の不活化ワクチンです。

(5) 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質(平成19年度)について

・平成19年度評価依頼予定の19物質について、農林水産省から報告。

(6) 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価の実施に関するプリオン専門調査会の見解について

・事務局から説明。

・委員から「今後、情報収集する上で、リスク管理機関の協力が必要」、「食品健康影響評価を進めるに当たり、国民の理解が不可欠なため、十分な意見交換を実施することが重要」などの指摘があった。

・食品安全委員会が自ら評価の実施について決定する前に意見交換会を実施することとなった。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

プライバシーポリシー